狛江第一小学校ＰＴＡ

令和４年度第２版

ＰＴＡのしおり

総会や保護者会の資料としてください。

こんにちは！狛江一小ＰＴＡです

一小ＰＴＡの目指すこと

私たち一小 PTA は、一小のすべての子どもたちを応援します。

保護者と先生、地域の方々は、子どもたちの笑顔を守り、成長を願うパートナーです。

一小が子どもたちの学び・成長のためのすばらしい場でありつづけるために連携すること、

何か困難があったとしても、信頼し合い、解決・改善に向けて共に取り組むことが大事です。

そのために、知り合うこと、交流すること、協力すること、楽しむこと、その活動が PTA です。

私たちの大切な子どもたちの学校、狛江第一小学校を一緒につくっていきましょう。

できる人が、できることから、たくさんの人が関わる PTA を目指します。

PTA とは？

Parent Teacher Association の略で
「親と先生の会」です。

目次

こんにちは！狛江一小ＰＴＡです　１
子どもが入学すると/第１回保護者会で　２
年間行事　３
委員/役員のおしごと　４
話合い、議決の場/サークル活動について　６
学校・地域施設の利用について　７
地区班別地図/通学路地図　８
ＰＴＡ用語について・ＰＴＡ保険・個人情報保護保険　１０
狛江第一小学校ＰＴＡ規約　１１
狛江第一小学校ＰＴＡ個人情報取扱規約　１５
狛江第一小学校ＰＴＡ特別会計規定　１８

子どもが入学すると

★入学式当日**入会申込書**が配布されます。
しおりをよくお読みになり、ぜひ入会してください。
★申込書を提出されるとPTA会員になります。
お父さん・お母さん・ご家族・先生も会員です。（一家庭一会員となります）

《所属は》
学校内では**「○年○組」**、学校外では**「○地区の○班」**となります。
＊子どもと同じところに保護者も所属します。

《会費は》
会費はPTAの活動費、子どもたちの学校行事・備品・教材・卒業記念品などの費用として使われます。
通常一会員につき**年額2,000円**ですが、令和４年度のみ現金納付から振込納付へ変更する移行措置として、振込手数料相当分を減額し、**年額1,900円**としております。
転入生につきましては、ネームホルダー配布事務の都合等から**現金納付**とさせていただきますが、ご負担いただく額は振込納付の場合と**同額の1,900円**です。
（なお、転入生以外の現金納付はお受けできませんのでご承知おきください。）

途中転入の場合は、一覧表のとおり、転入月により会費金額が変わります。
また、転校など途中退会の場合は、返金できませんのでご了承ください。

転入月	転入日	会費金額
４～６月転入	４月１日～６月３０日	１，９００円
７～９月転入	７月１日～９月３０日	１，５００円
１０～１２月転入	１０月１日～１２月３１日	１，０００円
１～３月転入	１月１日～３月３１日	５００円

（狛江第一小学校PTA規約　内規　抜粋）

《ネームホルダーは》
PTA入会後に、保護者用ネームホルダーを配布しております。これは子供たちを守ること、来校時に保護者であることを明示する目的があります。来校の際は必ずつけてください。配布数は**各家庭２枚ずつ**となりますので、大切に扱っていただきますようお願いいたします。紛失した場合には実費購入とさせていただきます。

第１回保護者会で

★お父さんのご協力もお願いします！

★委員を選びます。

＊**学級委員**：各クラス２名
＊**選出委員**：３年生のみ各クラス２～３名

★行事協力係（運動会など）も適宜募集します。

年間行事（日程は学校だより・運営委員会にて）

	学校行事	ＰＴＡ行事と活動
４月	入学式・始業式 保護者会	各学級より委員の選出 委員全体会
５月	コース別一斉下校	ＰＴＡ総会
６月		「私たちの困りごと」アンケート
７月	保護者会 終業式	「私たちの困りごと」の取りまとめ
８月		ー小わくわく防災キャンプ
９月	始業式・引渡訓練 保護者会 開校記念日（２５日）	おやじのバレーボール大会
10月	運動会	「私たちの困りごと」提出 運動会協力 Ｐ連バレーボール大会
11月	ー小こども祭り	大人と子供のための読み聞かせ
12月	終業式	
１月	始業式	
２月	新１年生保護者会 学習発表会	各委員会まとめ・引き継ぎ準備 「私たちの困りごと」の回答 学習発表会協力
３月	保護者会 卒業式・修了式	
未定		各委員会企画行事 KoKoA 運営委員会企画行事

※行事は年度によって異なります。

★運営委員会…定例
★各委員会……随時

委員／役員のおしごと

学級委員会　※各クラス２名

●他学級・他学年との情報交換を行い、学級・学年の親睦や一小全体の交流の場を企画・運営しています。
●保護者から出される意見や運営委員会での議題について検討・協議します。
●定例委員会に出席します。

【主な活動例】
★「大人と子供のための読み聞かせの会」（年１回）
★鍵盤ハーモニカのリサイクル（６年生卒業時）
★学級委員会だよりの発行（年１回）
★学校行事に応じて協力

地区委員会　**※２学期から選出活動を開始し、１２月頃、各地区より選出されます**

●子どもの活動の場は「家庭」「学校」そして「地域」です。
●子どもたちが安心して楽しく学校に通えるよう、保護者・先生・地域の方々と協力しながら、子どもを見守るネットワークをつくります。
●それぞれの立場で、様々な視点からのご意見をいただき、活動を充実させていきます。

【主な活動例】
★交通安全立ち番
★通学路危険箇所の点検
★こどもかけこみ１１０番
★地区ごとの交流の場の企画・運営

選出委員　※3 年生各クラスより 2～3 名

●ＰＴＡ活動を後任へとつなげるバトン役です。
●来年度の役員候補者を選出します。
　役員候補者は１年生から５年生までが対象です。
●選出された候補者の通知・信任、来年度役員の発表までを行います。
　選出委員の活動は、PTA 会員皆さまのご理解、ご協力が必要です。
　よろしくお願いします。

選出委員は、
★委員会には所属しません。
★選出委員も役員候補者になります。
★役員選出の責任は運営委員会にあります。

役　員　※２年生から６年生までで構成

●一小ＰＴＡの代表窓口となり、ＰＴＡ全般のまとめ役をします。
●また、[学校⇔保護者] [地域⇔ＰＴＡ] [他校ＰＴＡ⇔一小ＰＴＡ]の
　パイプ役を務めます。

役員構成		
	保護者より【P】	教職員より【T】
会　　長	１名	
副 会 長	2～3 名	副校長
書　　記	2～3 名	１名
会　　計	2～3 名	１名

【主な仕事】
★役員会／運営委員会の開催
★ＰＴＡ総会の開催
★ＰＴＡ会費の管理
★外部団体との連絡
★学校内外行事の出席　など

会計監査員　※役員（会計）経験者２名

狛江一小ＰＴＡ役員会計経験者が務めます。
その年度の監査をし、来年度総会で報告します。

話し合い、議決の場

ＰＴＡ総会

全会員が直接参加できる一小ＰＴＡの最高議決機関です。１家庭１票の議決権があります。
＊開催は年１回、５月を予定しています。

運営委員会

メンバー：会長・校長・副校長・役員・各委員代表
各委員会の代表で構成された、いろいろなことを検討し決める会です。
ＰＴＡ活動全般の検討をするため、学校全体のことが見える場となっています。
２学期から選出委員も出席します。
議決権はありませんが、**ＰＴＡ会員は見学できます。**会の内容に興味のある方は、ぜひご参加ください！

役員会

メンバー：会長・役員
ＰＴＡ全体、運営委員会の打ち合わせなどを行います。

サークル活動について

狛江一小では、会員相互の親睦をはかる目的でサークル活動をしています。参加は自由です。
★後日、各サークルの案内と入会募集のお知らせをします。
★問い合わせは、各サークルの窓口へお願いします。
★ＰＴＡ主催・共催による行事参加中のケガは、基本的にはＰＴＡ保険が適用されます。
※詳細は各サークル会計担当者、または役員会計までお問い合わせください。

～活動を通じてＰＴＡ会員の親睦をはかっています～

バレーボールサークル

「一小ファースト」
主な活動場所：一小体育館

おやじのバレーボールサークル

「一小ローション」
主な活動場所：一小体育館

子どものサッカーサークル

「１ＦＣ（一小フットボールクラブ）」
主な活動場所：一小校庭

一小の子どもたちを応援するイベント・交流グループ

「一小いっしょの会」
主な活動場所：一小校内　等

学校・地域施設の利用について

親睦会、委員会、打ち合わせ等に利用できます。

〈学　校　内〉

場　　所	予　約　方　法	設　備・その他
ＰＴＡ室 （3F）	日時を決定後、ＰＴＡ室の予定表に記入	少人数の会合に利用できます 各委員会用として、パソコン・ コピー機・委員会資料・事務用品が 利用できます
体 育 館 特別教室 （音楽室以外）	副校長先生に学校側の予定を確認し調整	委員会活動等に利用できます
特別教室 （音楽室）	①　副校長先生に学校側の予定を確認 ②　市役所3F 社会教育課へ連絡	土曜・日曜・祝日の利用ができます

＊ 後片付け、戸締まり、コンセントのチェックをしましょう。
＊ 子どもたちの教育の場ですので、食べ物のゴミは持ち帰りましょう。
＊ それ以外の教室は副校長先生と会長に確認ください。

〈地　　域〉

『狛江第一小学校ＰＴＡ』で「こまえＩＣカード」の団体登録をしています。
役員にてＩＣカードの管理をしていますので、利用を希望する団体は役員にお尋ねください。

名　　称	住　　所	電　　話
中央公民館	和泉本町１－１－５	０３（３４８８）４４１１
西河原公民館	元和泉２－３５－１	０３（３４８０）３２０１
市民総合体育館	和泉本町３－２５－１	０３（３４３０）１１４１
市民グランド	和泉本町２－１５－２	

地区班別地図（令和４年２月現在）

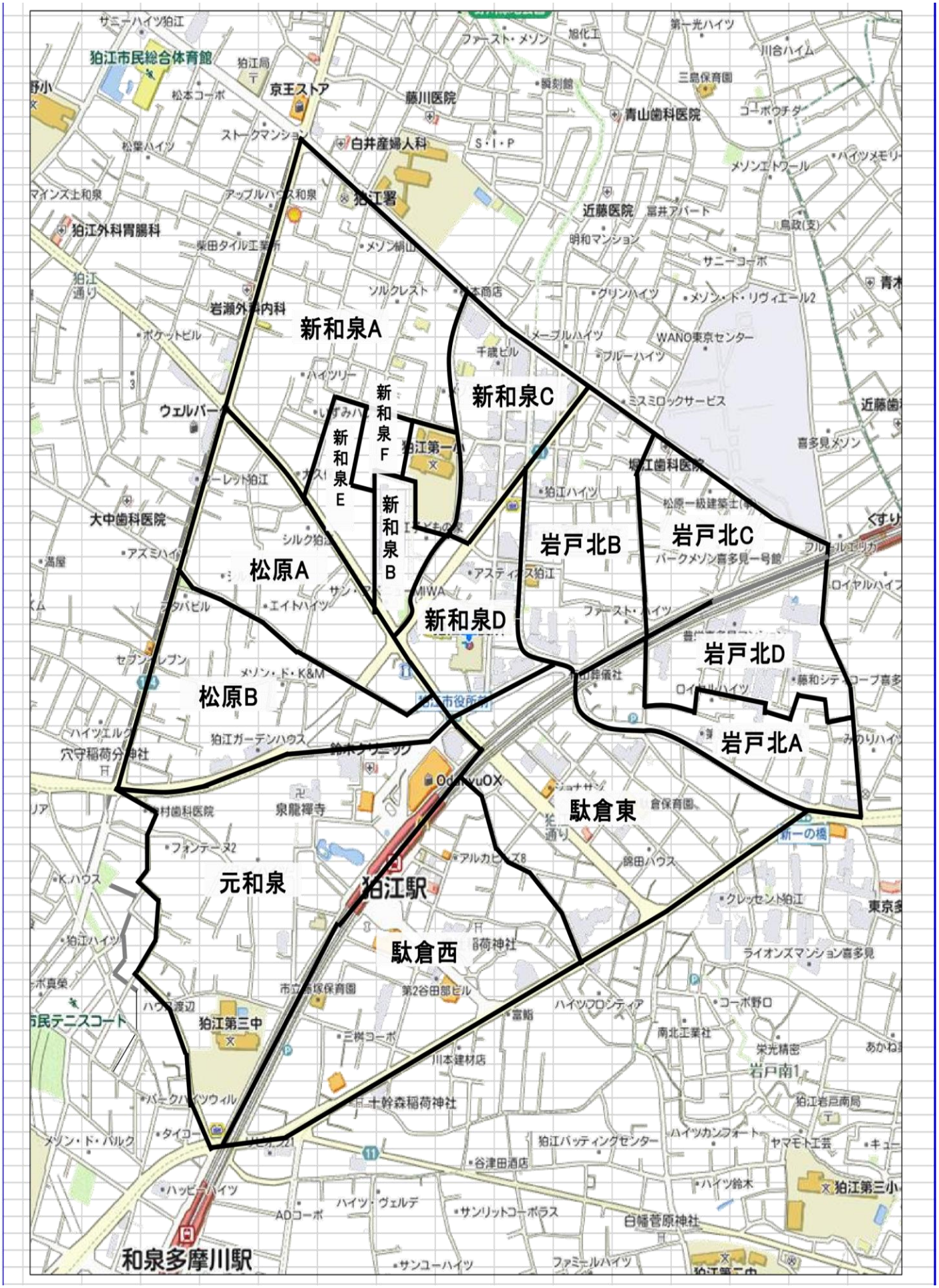

通学路地図（令和４年２月現在）

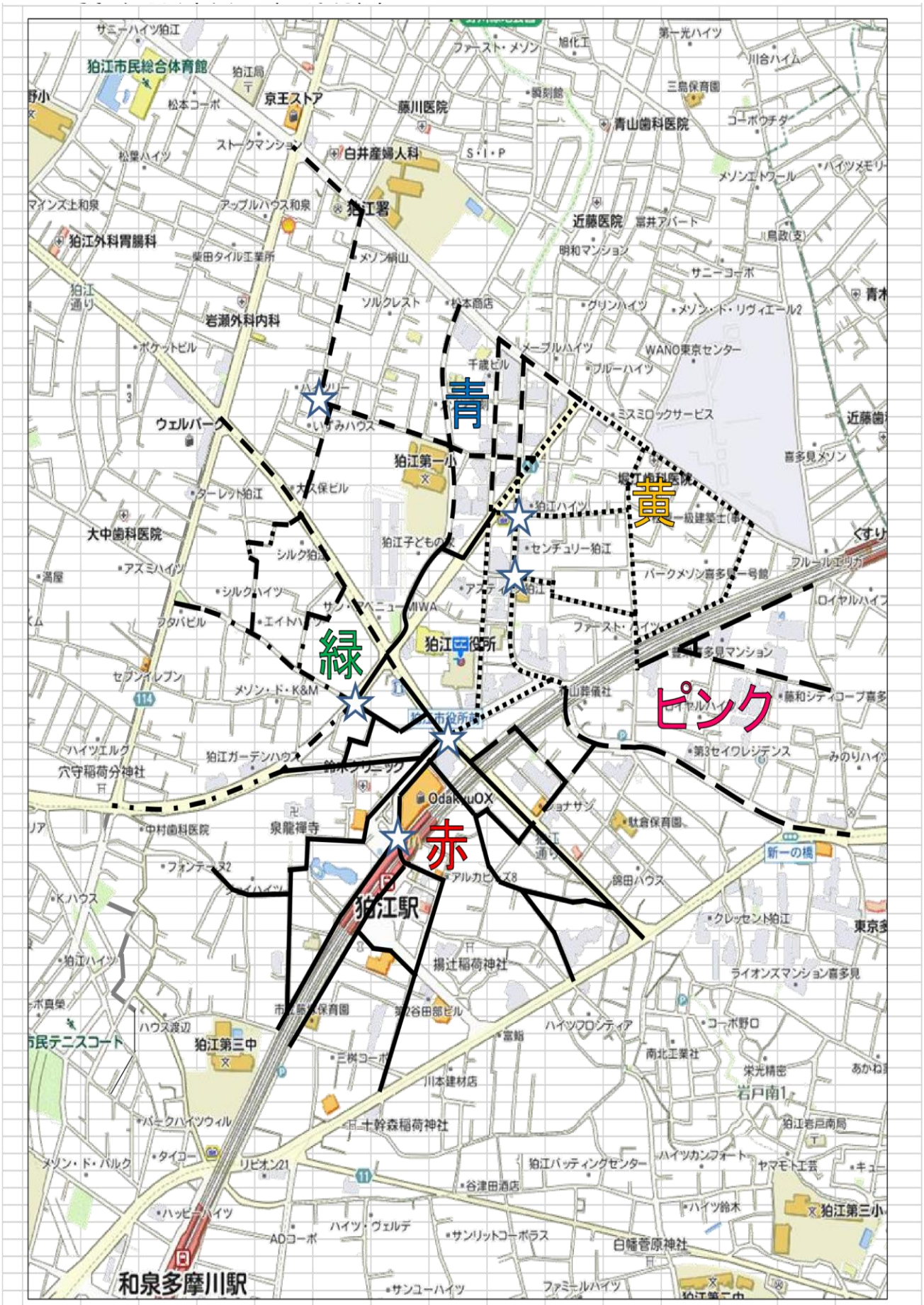

（☆印…入学から約５週間程度、地域別に分かれ集団下校する際の教員付き添い終了地点）

ＰＴＡ用語について

Ｐ連	狛江市立学校ＰＴＡ連合会（Ｐ連） ＊市内小学校６校・中学校４校で組織されています。 ＊ＰＴＡ間の情報交換・共通の問題点の解決のための活動をしています。 ＊主な活動：Ｐ連バレーボール大会、私たちの困りごと作成と提出、 こどもかけこみ１１０番の運営、定例役員会・副会長会の開催、 狛江市の子どもに関する各種事業協力、教育・交通・給食など関連委員会参加。 ＊Ｐ連事務局は当番校に置かれ、持ち回りになっています。
私たちの困りごと	各学校での子どもたちの教育環境整備、安心安全の確保、教育活動の充実に関して、市長および教育委員会に要望を提出し、予算の確保や事業実施、課題の改善解決に向けた協議を依頼しています。

ＰＴＡ保険　　ＰＴＡ行事総合補償制度

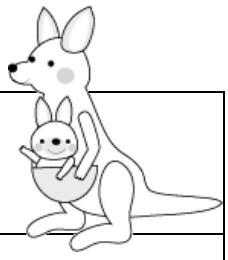

補償対象者	児童、会員（保護者・先生） ＰＴＡ会員の同居の親族、ＰＴＡ行事への参加が事前にＰＴＡより認められている方（ボランティア等）
利用保険会社	三井住友海上火災保険
保険代支払い	世帯数×９１円＋児童数×約８円　会費より支払われる。
傷害保険	ＰＴＡが主催・共催による行事参加中（自宅と行事会場との往復途上を含む）の傷害事故が対象。 例）ＰＴＡサークル活動、学級親睦会、委員会活動 etc. 〈対象外事故〉 故意による傷害・自殺、闘争行為による傷害・脳疾患（日射病等含む）・心神喪失による傷害・天災による傷害
賠償責任保険	・ＰＴＡ役員や責任者のミスにより、第三者の身体、財物に損害、法律上の損害賠償責任を負った場合。 ・第三者から借用していたスポーツ用具等を損壊、損害賠償責任を負った場合。 〈対象外事故〉 故意による事故・自動車、飲食物、天災による事故
事故が起きた場合	各委員を通して役員の会計まで、ご連絡願います。

個人情報保護保険

個人情報保護法が 2017 年５月 30 日に改正となっており､PTA も個人情報取扱事業者に該当します。そのため、PTA として活動するにあたり、個人情報保護法を遵守しながら、PTA 会員等の個人情報を取得、利用、管理する必要があり、そのリスクに対応するために、本年度より情報漏えい保険に加入しております。

PTA 役員一同、会員の皆様よりお預かりする個人情報には細心の注意を払い取り扱いをいたしますが、リスクを鑑みての保険についてのご理解の程よろしくお願いいたします。

狛江第一小学校ＰＴＡ規約

第１章　名称

第１条　　この会は狛江第一小学校ＰＴＡといい、狛江第一小学校内に事務所を置く。
（所在地：狛江市和泉本町１－３７－１）

第２章　目的

第２条　　１．保護者と教職員の理解と協力によって児童の健全な育成にあたる。
２．この会の活動を通し、会員相互の向上を目指す生涯学習の場とする。
３．学校・家庭・地域における児童を取り巻く教育的環境を整える。
４．伝統を重んじるとともに会員の意欲的活動を育む。

第３章　方針

第３条　　この会の目的を達成するため次の方針で運営される。
１．学級・地区での会員相互の理解と親睦を深め、温かい人間関係をつくるようつとめる。
２．会員の総意により自主的・民主的に運営される。
３．教育ならびに福祉のために活動する他の諸団体や機関と協力する。
また地域との連携を深めるようつとめる。
４．特定の政党や宗教を支持しない。
５．会の目的に関係のない営利だけを目的とするような活動はしない。
６．この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
７．この会は、自主独立のもので他からの支配・統制・干渉を受けない。

第４章　会員

第４条　　会員はすべて平等の権利と義務を持つ。
１．保護者会員
本校に在籍する児童の保護者。ただし一家庭一会員とみなす。
２．教職員会員
本校に勤務する教職員。

第５章　会計

第５条　　この会の経費は会費、その他の収入によって支出される。
第６条　　会費
１．会費は年額２，０００円を基本額とする。ただし年度ごとの収支状況によって、
若干の減額または増額を行うことができる。
２．会費の減額および増額は、運営委員会で検討し総会の承認を得る。
３．途中入会の金額は内規で定めるものとする。途中退会の場合は返納しない。
４．会費は事情により役員会に申し出があれば免除することができる。
第７条　　この会の経理は総会で認められた予算にもとづき行われる。
また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。
第８条　　この会の会計年度は４月１日から翌年３月３１日までとする。

第６章　学級活動と地区活動

第９条　　会員は学級と地区班に所属する。
学級・地区班はこの会の活動の基盤として、児童の健全な育成につとめるとともに、
会員相互の親睦と会の運営に関し全会員の意見交換・調整をはかる大切な場である。

第１０条　　学級活動

１．学級活動を円滑に進めるため各学級では学級委員、選出委員を選出する。

２．各委員の構成

学級委員　　２名

選出委員　２～３名（第３学年のみ）

３．学級委員は学級委員会に所属し、活動をする。
ただし、選出委員は委員会に所属しない。（選出委員会は設置しない。）

４．学級委員は学級活動のために、構成員同士協力するとともに担任と充分連絡をとっていく。

第１１条　　地区活動

１．地区班の緊密な連絡と地区活動を円滑に進めるために、地区委員を選出する。

２．地区委員で構成された会を地区委員会といい、担当教職員と充分連絡をとって活動にあたる。

第７章　委員会と臨時委員会

第１２条　　この会の目的にそった活動を実行するために次の委員会を置く。

１．学級委員会　　会員相互の親睦を通し、会員間の理解と協力を高める。

２．地区委員会　　地域に関することを担当する。
児童の校外生活の向上と安全につとめ、また児童および会員の親睦をはかる。

第１３条　　委員会の構成と活動

１．各委員会は各学級より選出された委員と各委員会担当教職員とによって構成する。
ただし地区委員は各地区より選出される。

２．各委員会は委員代表３名程度を選出する。

３．各委員会での年間活動計画以外の計画は運営委員会の承認を得るものとする。

４．委員は臨時委員以外の他の委員を兼任できない。

第１４条　　臨時委員会

１．運営委員会は必要に応じて臨時委員会または臨時員を設置できる。

２．委員会の構成、活動内容に関しては運営委員会で検討する。

３．その任務を終えると同時に解散する。

第８章　総会

第１５条　　総会は全会員をもって構成される。この会の最高議決機関である。

１．総会の日時・場所・議題は５日前までに会員に通知する。

２．総会の成立定数は会員の５分の１とし、委任状を認める。

３．議長は副会長が担う。

４．議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。

第１６条　　定期総会は年１回で年度始めに開かれ、次のことが審議される。

１．前年度活動報告

２．前年度決算報告の承認

３．新年度活動計画および予算の審議・承認

４．その他重要事項の審議・承認・報告

第１７条　　臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の５分の１以上の要求があった場合に
開くことができる。

第９章　運営委員会

第１８条　運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、また会員の意見が各代表を通じて直接提案できる場である。

第１９条　運営委員会の運営と構成

１．運営委員会の成立定数は構成員の２分の１とする。

２．臨時運営委員会は会長が必要と認めたとき、または構成員の４分の１以上の要求があった場合に開くことができる。

３．運営委員会の構成は各委員代表・役員・校長・各ＰＴＡ担当教職員で構成される。

４．各構成員の議決権は次による。

各委員会・・・１票
会　　長・・・１票
副 会 長・・・１票
書　　記・・・１票
会　　計・・・１票　　※役員は役職ごとに１票
校長及び各ＰＴＡ担当教職員・・・１票

５．議決には議決権を持つ出席構成員の３分の２以上の同意を必要とする。

第２０条　運営委員会の役割

１．総会に提出する議案作成

２．総会の承認事項を処理し、年度予算の健全な運営につとめる。

３．学級会、各委員会、および学校との相互の連絡につとめる。

４．その他、この会の運営に必要な事項について審議し、処理する。

第２１条　構成員以外の会員は運営委員会に任意出席して意見を述べることができるが、議決権はもたない。

第１０章　役員と会計監査員

第２２条　役員の構成と役員一覧

会長　　１名
副会長　３～４名（保護者２～３名、副校長）
書記　　３～４名（保護者２～３名、教職員１名）
会計　　３～４名（保護者２～３名、教職員１名）

１．当該年度の役員一覧表の作成については、役員任期の４月１日以降作成することとする。なお、役員一覧は別表Ｉの定めるところによる。

２．狛江市立学校ＰＴＡ連合会事務局（Ｐ連事務局）や周年行事等、特別な活動が発生する年は運営委員会の了承のもと、役員を増員できるものとする。

第２３条　役員の任期は４月１日からの１年間とする。ただし会の円滑な運営のため次年度総会までは次年度役員に充分な協力をする。また臨時委員以外の兼任はできない。

第２４条　役員の任務

１．この会の全体の運営を円滑に進めるための協議調整の中心的存在となるとともに、外部団体との窓口となる。

２．総会・運営委員会・役員会などの議事日程を立案する。

３．会長はこの会を代表し会務を総括し、総会・運営委員会・役員会を招集する。

４．副会長は会長を助け、会長不在のときは代理をつとめる。

５．書記は各会議の通知をし、議事を記録・保管する。

６．会計はこの会の会計事務を処理する。

７．校長・役員は各会議・会合に出席し意見を述べることができる。

第２５条　会計監査員は会計経験の保護者より２名、教職員より１名があたる。

１．監査員はその年度の経理を監査しその結果を総会に報告する。

２．監査員の任期は役員に準ずる。

３．監査員は役員および各委員になることができない。

第１１章　役員の選出

第２６条　役員候補者選出には選出委員があたり、選出された候補者の信任に関することと、次年度役員の

発表までを行う。

第２７条　選出委員の構成と活動

１．第３学年より各学級２～３名ずつで構成される。
２．選出活動は第３学年全員の事として、選出委員に協力する。
　特に学級委員は選出委員を助けていく。
３．選出委員は役員候補者選出のいっさいの権限を委任されている。
　また、選出にかかわる全責任は運営委員会にある。
４．必要な場合は役員の協力を得ることができる。
５．選出委員であっても候補者になることができる。
６．選出された候補者の通知を兼ねた信任票を配布し、全会員の過半数の信任を得て決定する。
７．年度内に次年度役員と会計監査の発表をする。
８．次年度総会にて役員と会計監査の紹介をもって活動を終了する。

第２８条　役員候補者

１．役員選出は基本的には学年選出である。
２．全学年からの立候補、推薦もできる。
３．役員・委員代表経験者は兄弟を含む１家庭における役員および委員代表・（地区委員を除く）
　委員を断ることができる。
　ただし本人が了承した場合は再選ができる。

第１２章　役員会

第２９条　役員会の役割

１．役員会はこの会の全体の円滑な活動のための事前検討と準備にあたる。
２．緊急事項の処理にあたる。
３．必要に応じて校長とともにＰＴＡ活動の調整や学校理解につとめる。

第１３章　個人情報の取り扱い

第３０条　この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理および開示については、「個人情報取扱規約」に定め、適正に運用するものとする。

第１４章　雑則

第３１条　この会の規約の改正は５日前にその内容を会員に通知し、総会において出席会員の３分の２以上の同意を得なければならない。

第３２条　事務所には会員名簿・会計簿・領収書とじ・議事録を備える。

第３３条　規約を達成するために内規を定めることができる。内規の改廃は運営委員会の議決による。

第３４条　会員は必要のある場合はいつでも関係帳簿を閲覧できる。

第３５条　役員・委員の欠員に関しては運営委員会で検討しその対応にあたる。補充された場合の任期は前任者の残任期間とする。

第３６条　サークルは会員１０名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。

第３７条　ＰＴＡ全体にかかわる有志活動はこの会の目的に沿った内容で有志数名以上の要望があれば、運営委員会で検討し承認を得ることにより、活動することができる。

第３８条　この規約の前身となる規約は事務所に保管され閲覧できる。

第３９条　特別会計は、別に定めるところによる。

第１５章　付則

第４０条　この規約は２０２２年５月７日より施行される。
　この会は１９６０年１０月１日に設立された。

狛江第一小学校ＰＴＡ個人情報取扱規約

（目的）

第１条　狛江第一小学校ＰＴＡ（以下、「この会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真およびその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取り扱いについて定めるものとする。

（責務）

第２条　この会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、ＰＴＡ活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第３条　この会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第４条　この会における個人情報データベース取扱者は、役員・各委員会委員代表・委員長・各委員とする。

（秘密保持義務）

第５条　個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第６条　この会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第７条　個人情報取り扱いの方法は、総会資料や運営委員会だより、ミマモルメ配信、学校ＨＰ保護者限定ページ等で会員に周知する。

（利用）

第８条　取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

１　ＰＴＡ会費の集金業務、管理業務
２　その他の文書の送付
３　役員・会計監査・会員・各種委員代表等の名簿の作成
４　委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
５　広報誌、運営委員会だより、ＰＴＡホームページへの掲載

（利用目的による制限）

第９条　この会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第１０条　個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者または複数の取扱者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管および持ち出し等）

第１１条　　個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、基本的に持ち出す情報は氏名・住所・メールアドレス・電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項に限定する。それ以外の情報を持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

（第三者提供の制限）

第１２条　　個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

１　法令に基づく場合
２　人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
３　公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
４　国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。

（第三者提供に係る記録の作成等）

第１３条　　この会は、個人情報を第三者（第１２条第１号から第４号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

１　第三者の氏名
２　提供する対象者の氏名
３　提供する情報の項目
４　対象者の同意を得ている旨

（第三者提供を受ける際の確認等）

第１４条　　第三者（第１２条第１号から第４号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

１　第三者の氏名
２　第三者が個人情報を取得した経緯
３　提供を受ける対象者の氏名
４　提供を受ける情報の項目
５　対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）

第１５条　　この会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿って、これに応じる。

（漏えい時等の対応）

第１６条　　個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

（苦情の処理）

第１７条　　この会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第１８条　　法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、運営委員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規約を改定した場合は、第７条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

（付則）

第１９条　　この規約は２０２２年５月７日より施行される。

別表Ⅰ

狛江第一小学校ＰＴＡ役員一覧

役職名	氏　　名		
会　長			
副会長			
書　記			
会　計			

住　所
会長名 印

狛江第一小学校ＰＴＡ特別会計規定

第１条　　狛江第一小学校ＰＴＡ規約第３８条により、この会が行う特別会計については、
この規約の定めるところによる。

第２条　　特別会計の積立金の項目は次の各号による。
（１）周年行事費
（２）事務機器費
（３）防災対策費

第３条　　特別会計への支出は、予算に基づき一般会計支出の部、積立金から行うものとする。

第４条　　積立金の金額は、総会で認められた予算に基づき決定する。
また、決算は会計監査を経て総会に報告し承認を得る。

第５条　　この会の特別会計規定の経理状況を明らかにするために規約第３１条により、
帳簿類及び関係証拠書類を備えなければならない。
（１）通帳類
（２）金銭出納簿
（３）収支証拠書類

第６条　　事務所においては、次の事務を担う。
（１）特別会計に関すること。
（２）会務運営上必要な資料及び情報の収集に関すること。
（３）委員会及び会員等の連絡に関すること。

第７条　　事務所の所在地及び役員構成は、ＰＴＡ規約第１条及び第２２条の定めるところによる。

狛江第一小学校ＰＴＡ規約　内規

転入生　会費一覧表

転入月	転入日	会費金額
４～６月転入	４月１日～６月３０日	２，０００円
７～９月転入	７月１日～９月３０日	１，５００円
１０～１２月転入	１０月１日～１２月３１日	１，０００円
１～３月転入	１月１日～３月３１日	５００円

※途中入会の会費金額については内規で定め、現在、四半期によるものとしています。

年　　組 年　　組 年　　組	会員名 	 地区 班

狛江第一小学校ＰＴＡ役員会発行